

# 令和8年度 社会福祉施設指導監査実施計画

## 第1 目的

本計画は、「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、令和8年度における本市所管の民間社会福祉施設に対する指導監査を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 指導監査の対象施設及び根拠規定

指導監査の対象施設及び根拠規定は、別表1のとおりとし、国の指導監査指針及び前年度の指導監査結果を踏まえ、健康福祉局監査課並びに健康福祉局及び子ども青少年局の各施設所管課が実施する。

## 第3 指導監査方針

指導監査を適正に実施するため、前年度の指導監査結果を踏まえ、次のとおり重点項目を定める。ただし、必要に応じて適宜追加省略できることとする。また、確認監査を適切に実施することにより、定例監査終了後の継続的な指導を図り、指摘事項の改善を確実なものにする。なお、1(2)(3)及び3(1)(2)については、別表1に掲げる高齢者福祉施設の指導監査における重点項目からは除く。

### 1 運営管理

- (1) 職員の適正配置
- (2) 労働基準法等関係法令の遵守
- (3) 給与の支払状況

### 2 防災

- (1) 施設・設備等の安全確保
- (2) 災害発生時の対応体制
- (3) 地域の関係機関との連携

### 3 経理

- (1) 会計責任者、出納職員等内部牽制体制の確保
- (2) 不適正な支出の防止

### 4 利用者処遇

- (1) 感染症のまん延、食中毒の予防等衛生管理の徹底

- (2)利用者預かり金の管理状況
- (3)利用者の権利擁護・虐待防止の取組み
- (4)事故発生防止の取組み、事故発生時の対応

## 第4 指導監査の実施方法

### 1 実施通知

(1)指導監査の実施にあたっては、対象施設に対し、事前に、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、実地によらない指導監査を実施する場合は、次のうち必要な事項を文書により通知するものとする。なお、文書による事前通知によっては指導監査の目的が達せられないおそれがある場合は、この限りでない。

- ① 指導監査の根拠規定
- ② 指導監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等
- ⑥ 事前提出書類
- ⑦ その他必要事項

(2)指導監査の監査担当者は、別表2に掲げる課の職員とする。

(3)指導監査の出席者（対応者）は、対象施設の施設長、主任等とする。

### 2 実施方法

(1)指導監査は、原則として実地において対象施設の設備等の状況を確認し、関係書類等を閲覧するほか、必要に応じて関係者に対して説明を求めて行う。

(2)指導監査当日に提示を求める書類は、就業規則始め各種規程等、前年度及び当該年度分の施設運営全般に関する書類及び帳簿類等とする。なお、必要に応じて預金通帳等の提示を求めるものとする。

(3)対象施設は、実施通知に指定された期日までに、別表3に掲げる事前提出資料を指定の方法で、監査課又は施設所管課の指定する場所へ提出するものとする。なお、提出に当たっては資料の重複を避けるなど対象施設の負担とならないよう十分留意する。

(4)指導監査は、各施設の状況を勘案し、監査課と施設所管課が分担して行う。た

だし、別表 1 のうち特別養護老人ホーム及び障害者支援施設については監査課により、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）、幼保連携型認定こども園及び女性自立支援施設については施設所管課により指導監査を行うこととする。

(5) 書面又はオンライン等実地によらない方法で指導監査を実施する場合は、別表 3 に掲げる事前提出資料以外の関係書類等の提出を対象施設に求めることができる。

## 第 5 指導監査の実施体制

指導監査の実施体制は、別表 2 に掲げる課の職員のうち、複数名により指導監査班を編成するものとする。

## 第 6 指導監査後の措置

### 1 講評・結果通知

指導監査終了後「令和 8 年度社会福祉施設指導監査指摘基準」に基づいて整理し、改善状況の報告を求める事項については、施設長に対して、文書をもって通知し、期限を付して報告を求める。

### 2 改善状況の報告

改善状況の報告は、「令和 8 年度社会福祉施設指導監査改善状況報告書」及びその改善状況が明らかとなる資料の提出により行うものとする。

## 第 7 感染症対策

1 指導監査を実施する際には、感染症対策を十分行うとともに、対象施設にも協力を依頼する。

別表 1

指導監査対象施設	指導監査の根拠規定
高齢者福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	老人福祉法第 18 条
高齢者福祉施設（軽費老人ホーム）	社会福祉法第 70 条
児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）	児童福祉法第 46 条第 1 項
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条第 1 項
女性自立支援施設	社会福祉法第 70 条
障害者支援施設	社会福祉法第 70 条
視聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法第 70 条
保護施設	生活保護法第 44 条第 1 項

別表 2

健康福祉局監査課 健康福祉局高齢福祉部介護保険課 健康福祉局障害福祉部障害企画課 健康福祉局生活福祉部保護課 子ども青少年局保育部保育運営課 子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
---

別表 3

1 令和 8 年度社会福祉施設指導監査調書及び添付書類
2 計算書類等（令和 7 年度分）
(1) 事業報告書
(2) 財産目録
(3) 拠点区分貸借対照表

- (4) 拠点区分資金収支計算書
- (5) 拠点区分資金収支明細書
- (6) 拠点区分事業活動計算書
- (7) 拠点区分事業活動明細書
- (8) 計算書類に対する注記（拠点区分用）

### 3 事業計画書（令和8年度分）